

## 原市七区会館管理規則

### 第1章総則

#### 第1条(目的)

この規則は、原市七区会館(以下会館という)の運営に必要な項目を定めるものとする。

### 第2章運営

#### 第2条(管理運営責任)

- (1) 会館の管理責任は区長にあるものとする。
- (2) 会館の運営は区長が七区会館運営委員会(以下運営委員会という)に委嘱する。
- (3) 会館の運営責任は七区会館運営委員長(以下運営委員長という)にあるものとする。

#### 第3条(運営委員会)

- (1) 会館の運営を行なうため、運営委員会を組織する

#### 第4条(運営委員会の構成)

- (1) 運営委員は執行部役員及び区長が任命した者で構成する。
- (2) 委員は使用する団体等から広く人選する。(助成金支給団体は対象とする)。
- (3) 運営委員会の定員は、若干名とする。
- (4) 運営委員会は運営委員長を選任する。(区長兼務を妨げない)
- (5) 委員には、ボランティアによる常勤者を妨げない。
- (6) 運営委員会事務局  
七区会館内に事務局を置く

#### 第5条(運営委員会の権限)

- (1) 運営委員会は、会館運営の監督権及び決定権を持つ

### 第3章使用

#### 第6条(使用申込み、報告)

使用申し込みは、原則として2週間以上前とし、使用後は報告書を提出する。

- (1) 通年使用団体は、前年度に運営委員会へ申し込む。日時が未定な団体は、確定時に運営委員会へ通知する。
- (2) その他の申込は、毎月第1土曜日9:00～9:30の間、会館で受け付ける。
- (3) 緊急の場合は、運営委員長から使用許可を受けることができる。
- (4) 申込用紙は会館及び運営委員宅におく。
- (5) 使用後の報告書は会館内所定場所もしくは運営委員に提出する。

#### 第7条(使用許可)

- (1) 会館を使用するときは、使用資格者である使用代表責任者を定め、運営委員会の承認を得なければならない。
- (2) 通年使用する団体は、使用申込書に必要事項を記入して運営委員会へ

申請し、許可を受けなければならない。

- (3) 会館使用は、使用資格者であり、使用精神に合致しなければならない。すなわち、公の秩序、風紀を乱す恐れがある、あるいは会館の維持管理上支障(政治活動もしくは宗教活動を含む)があると認められる場合はその使用を許可しない。
- (4) 運営委員長は(2)により許可を与える場合で、会館の維持管理上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

#### 第8条(使用許可の取り消し)

使用許可を受けたもの(以下使用者という)が使用を取り消す場合は、速やかに運営委員長に申し出なければならない。

#### 第9条(使用権の譲渡禁止)

使用許可を受けた使用者は、その権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

#### 第10条(使用後の義務)

使用者は会館の使用に際しては細心の注意を払い、設備等の保全に努めなくてはならない。

#### 第11条(使用条件の変更及び使用禁止)

運営委員長は、使用者が次の各項の1つに相当する場合、または会館の維持管理上特に必要であるときは、使用条件を変更し、もしくは使用を停止または許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な手続きにより許可を受けたとき。
- (2) 第7条4項の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が、転出などにより資格を失ったときは、七区会館についての一切の使用資格も消失する。

#### 第12条(報告の義務)

- (1) 使用者は会館の使用を終了したときは、速やかに使用した設備・備品を旧に復し、電源・ガスの元栓を切り、清掃をして空きビン、ごみなどを持ち帰らなければならない。
- (2) 施錠後直ちに運営委員長に対し鍵の返却と使用報告書を提出するものとする。

#### 第13条(損傷の報告と損害賠償)

使用者は、使用者の責による理由により会館施設・備品などを損傷または紛失したときは直ちに運営委員長に報告し、運営委員長の指示により修理またはその損害を賠償しなければならない。

#### 第14条(使用料)

- (1) 使用者は、以下に定める使用料を納入しなければならない。ただし、運営委員長が認めた場合にかぎり使用料を免除または減額することができる。

- (2) 当会館の基本使用形態及びその基本使用料、備品等の使用料は次の通り定める。

<室・基本使用単位及び使用料(単位:円)>

時間帯 室	9~12	13~17	18~21	終日
1階大ホール	1,000	1,000	1,000	3,000
1階中ホール	1,000	1,000	1,000	3,000
1階会議室	1,000	1,000	1,000	3,000
2階 和室	1,000	1,000	1,000	3,000

(注) 1階ホールを通して使用する場合は2,000円

過半数以上が他区の方で使用する場合は、各時間帯1,000円増、終日は2,000円増

(3) 冷暖房機使用料:無料とする。

(4) 基本使用料の免除

原市七区主催の会議・行事及び助成金支給団体の会議・行事は原則基本使用料を免除する

#### 第15条 (使用資格者及び使用目的)

当会館の使用資格者ならびにその使用目的を次のとおり限定する。

- (1) 有資格者は原市七区会員とする。
- (2) 区の行政上の会議者など
- (3) 区が認めた団体など
- (4) 上尾市等公共機関が行う公的行事など
- (5) 会員で営利を目的としない私的使用
- (6) その他運営委員長が使用可と認めたとき

#### 第16条 (禁止事項)

- (1) 会館内での喫煙は禁止する。

#### 第4章 保険

##### 第17条 (火災保険)

七区会館は、損害補填のために火災保険に加入する。保険金はその時点に見合ったものとする。

#### 第5章 その他

##### 第18条 (規則の改廃)

この規則の改廃は、原市七区の総会の議決によらなければならない。

##### 第19条 (施行)

この規則は、平成28年4月3日より施行する。

付則 本規則の改廃は班長総会においてこれを議決し、即日実施する。

平成28年4月3日 発行

令和3年4月4日一部条例(規則)改訂

令和6年4月7日一部条例(規則)改訂、細則を統合